



検査済証の無い建築物の
増改築や用途変更等をご検討のお客様へ

ガイドライン調査で既存建物を活用!

(建築基準法適合状況調査) - 豊富な経験に基づく事前相談でお客様の疑問点を解決します -

検査検証の無い建築物に対する増築または用途変更に伴う確認申請に先立ち、
既存建物についての法適合状況を調査・報告します。

事前準備や特定行政庁との協議について
ご相談を受け付けています。

~見積もり時の事前相談は **ゼロ円** です~



よくあるご質問

Q&A

どんな書類が必要?

特建の場合、最低限必要な書類は以下となります。

- ・確認申請書(副)控
- ・定期調査報告書
- ・消防設備等点検結果報告書
- ・躯体調査報告書

特定行政庁との協議ポイントは?

これまでの業務経験に基き参考として、協議ポイントをご紹介いたします。

調査項目を知りたい

これまでの業務経験に基き参考として、躯体、調査項目、場所、部位、箇所数をご紹介します。

ビューローベリタスを利用するメリット



ガイドライン調査から確認申請まで**ワンストップ**で作業を行えます



全国対応可能で、**豊富な実績**を有しています



特定行政庁との協議ポイントや、
調査項目(躯体・場所・部位・箇所数)をご紹介します

詳細・お見積り依頼は[こちらから](#)



ビューローベリタス ガイドライン調査

<https://kansa.bvjc.com/proposal/blo/bsacs/>

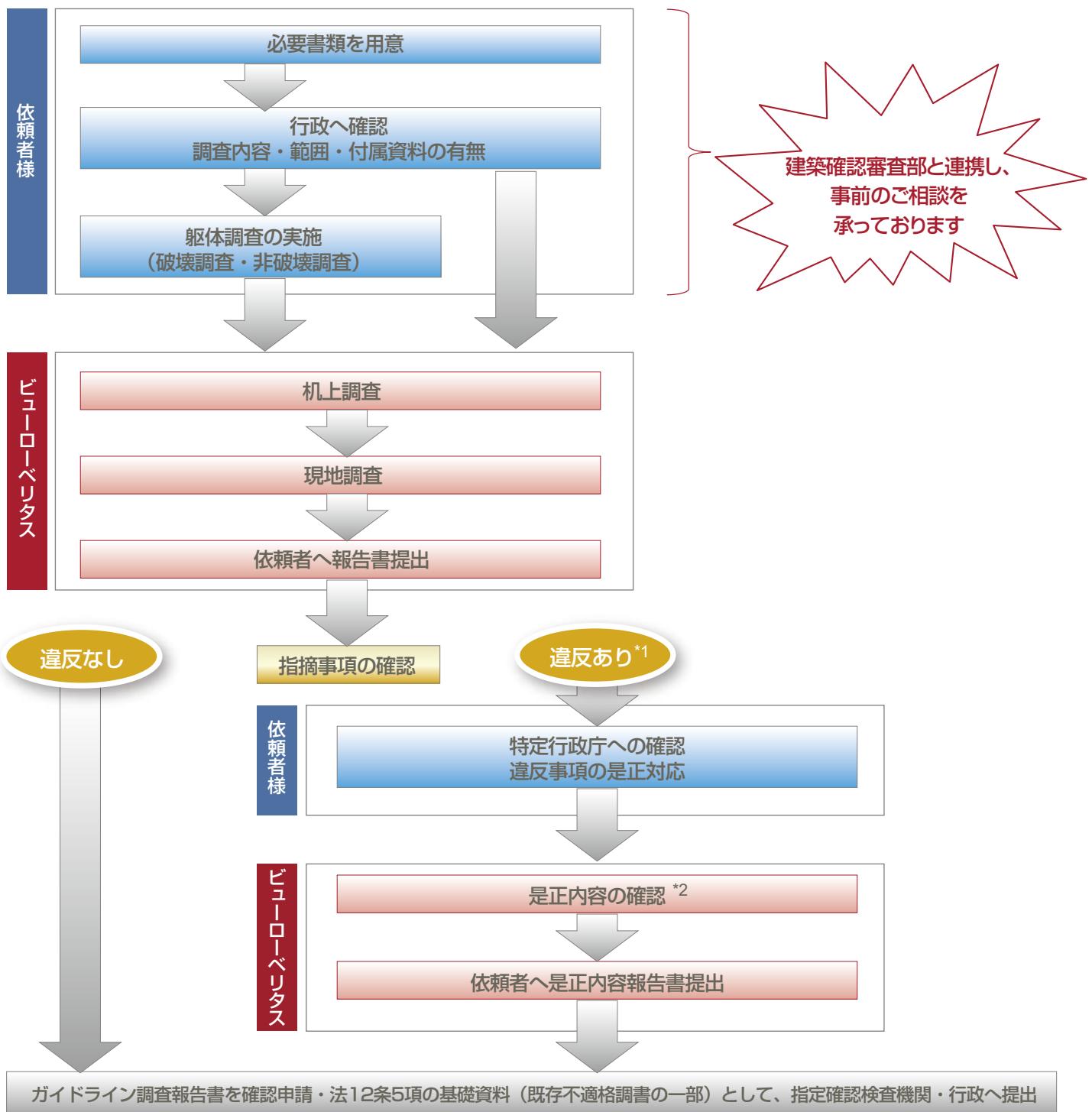
03-6402-5977

9:00～17:30(平日)



ガイドライン調査の進め方

– 事前の準備、特定行政庁との協議が非常に重要となります –



*1 違反事実の確定、違反是正の指導等は特定行政庁の権限です

*2 是正内容の確認が必要となった場合は、別途見積もり契約が必要となります

最寄りの事務所までお問い合わせください

札幌アイアンドアイ事務所	TEL:011-272-7383	横浜事務所	TEL:045-440-1650	山陽姫路事務所	TEL:079-287-3334
仙台事務所	TEL:022-716-1255	名古屋事務所	TEL:052-238-6363	広島事務所	TEL:082-543-6000
東京新宿事務所	TEL:03-5325-7338	名古屋駅前事務所	TEL:052-589-8977	福岡事務所	TEL:092-737-9522
東京御茶ノ水事務所	TEL:03-5577-8382	大阪事務所	TEL:06-6258-8231		
立川事務所	TEL:042-548-0251	神戸三ノ宮事務所	TEL:078-334-7252		